

教育職員免許法等施行細則及び教育職員免許の更新等に関する規則の改正について

1 改正の理由

教育職員免許法施行規則等の一部を改正する省令が公布・施行され、押印が原則廃止されたことを踏まえ、教育職員免許の申請手続に関する各種様式の内容を改めるものである。

2 改正の概要

(1) 教育職員免許法等施行細則

免許状の授与等に関する申請手続様式の押印の見直し及びその他所要の改正を行う。

(2) 教育職員免許の更新等に関する規則

免許状の更新等に関する申請手続様式の押印を廃止する。

※ 詳細は、別添新旧対照表のとおり。

3 施行期日

令和4年3月1日

教育職員免許法等施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年2月 日

宮崎県教育委員会教育長 黒 木 淳一郎

宮崎県教育委員会規則第 号

教育職員免許法等施行細則の一部を改正する規則

教育職員免許法等施行細則（昭和30年宮崎県教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(聴聞の方法の特例)</p> <p>第40条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 聴聞の主宰者は、証人に対して証言を求めようとする場合は、あらかじめ宣誓を行わせるものとする。この場合において、証人は、宣誓書（別記様式第14号）を朗読し、かつ、これに署名押印しななければならない。</p>	<p>(聴聞の方法の特例)</p> <p>第40条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 聴聞の主宰者は、証人に対して証言を求めようとする場合は、あらかじめ宣誓を行わせるものとする。この場合において、証人は、宣誓書（別記様式第14号）を朗読し、かつ、これに署名しななければならない。</p>

別記様式第1号から別記様式第6号までを次のように改める。

別記様式第1号（第29条—第29条の3関係）

教育職員免許状授与願			
申請 免許状	教諭（専修・1種・2種）免許状		教科・ 領域
ふりがな	氏名	電話 番号	本人・日中連絡先
			所属（ ）
現住所			
生年月日	（和暦） 年 月 日	本籍地	（都道府県）
<p>私は、関係書類を提出のうえ、上記免許状の授与を申請します。なお、教育職員免許法第5条第1項第3号から第6号までの規定に該当しないこと及びこの出願について虚偽のないことを誓います。</p> <p>（教育職員免許法第5条第1項3号から6号までの規定）</p> <p>3号 禁錮以上の刑に処せられた者</p> <p>4号 第10条第1項第2号又は第3号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から3年を経過しない者</p> <p>5号 第11条第1項から第3項までの規定により免許状取上げの処分を受け、当該処分の日から3年を経過しない者</p> <p>6号 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者</p> <p style="text-align: center;">年 月 日 氏名 （自署）</p> <p>宮崎県教育委員会 殿</p>			

県収入証紙貼付欄
<p style="text-align: center;">（授与手数料 3,300円分）</p>

受付日付

※以下、宮崎県教育委員会記入欄

根拠規定	免許法第5条別表第（ ）		
添付書類	学力に関する証明書	修得単位	教科・養護・栄養及び教職
	卒業証明書等		特支
	介護等体験証明書		所要資格取得年度
	免許状の写し	審査	
	実務成績証明書	備考	
	戸籍抄本		
	更新講習履修証明書		

様式第2号（第29条、第31条—第33条、第34条関係）

実務成績証明書					
勤務校		氏名		生年月日	年 月 日
勤務成績		優良 ・ 不可 ※どちらかに○をつけ、評価の基礎となる具体的内容を記入すること			
①教員としての在職期間	学校種	職名	期間		合計
	幼・小・中・高・ 特支（幼・小・中・高）		年 月 日から 年 月 日まで	年 月 日	
	幼・小・中・高・ 特支（幼・小・中・高）		年 月 日から 年 月 日まで	年 月 日	
	幼・小・中・高・ 特支（幼・小・中・高）		年 月 日から 年 月 日まで	年 月 日	
	幼・小・中・高・ 特支（幼・小・中・高）		年 月 日から 年 月 日まで	年 月 日	
②実際に勤務しなかった期間及び事由（休職・産休・育休等）	事由		期間		合計
			年 月 日から 年 月 日まで	年 月 日	
			年 月 日から 年 月 日まで	年 月 日	
			年 月 日から 年 月 日まで	年 月 日	
			年 月 日から 年 月 日まで	年 月 日	
（①の期間） — （②の期間）					年 月 日
上記のとおり副申する。					
年 月 日					
所属長職氏名					印
上記のとおり証明する。					
年 月 日					
実務証明責任者					印

- （備考）
- 1 勤務成績の欄には、勤務の状況、教育力、社会性その他について記入すること。
 - 2 学校種の欄では、該当する学校種に○をつけること。なお、特別支援学校勤務の場合には、在籍した部も選ぶこと。
 - 3 職名については、教諭、助教諭、講師、養護教諭、養護助教諭、実習助手の別に記入する。講師の場合、常勤、非常勤の区別をして記入すること。
 - 4 現任校で証明する場合、「期間」の終期は証明日と同日とすること。
 - 5 複数の勤務校における在職期間を証明する場合は、それぞれの勤務校ごとに作成すること。
 - 6 実務証明責任者とは、国立学校又は公立学校の教員については所轄庁、私立学校の教員については当該学校を設置する学校法人等の理事長をいう。

様式第 2 号の 2 (第30条、第33条関係)

教育職員検定願					
申請 免許状	教諭 (専修・1種・2種・臨時・特別) 免許状			教科・ 領域	
ふりがな			本人・日中連絡先		
氏名		電話 番号	所属 ()		
現住所					
生年月日	(和暦)	年	月	日	本籍地 (都道府県)
<p>私は、関係書類を添付のうえ、上記免許状の教育職員検定による授与を申請します。なお、教育職員免許法第5条第1項第3号から第6号までの規定に該当しないこと及びこの出願について虚偽のないことを誓います。</p> <p>(教育職員免許法第5条第1項3号から6号までの規定)</p> <p>3号 禁錮以上の刑に処せられた者</p> <p>4号 第10条第1項第2号又は第3号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から3年を経過しない者</p> <p>5号 第11条第1項から第3項までの規定により免許状取上げの処分を受け、当該処分の日から3年を経過しない者</p> <p>6号 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者</p> <p style="text-align: right;">年 月 日 氏名 (自署)</p> <p>宮崎県教育委員会 殿</p>					

県収入証紙貼付欄
(普通免許状又は特別免許状の場合 5,000 円) (臨時免許状の場合 3,400 円)

受付日付

※以下、宮崎県教育委員会記入欄

根拠規定		免許法第 () 条第 () 項別表第 ()		審査	
普通 免許	添付 書類	学力に関する証明書	戸籍抄本		
		実務成績証明書	基礎資格		
		人物に関する証明書	修得単位	教科・養護・栄養及び教職	
		身体に関する証明書		特支	
		教員免許状の写し	所要資格取得年度	年度	
臨時 免許	添付 書類	臨時免許状授与内申書	講師	卒業、修了又は資格に関する証明書	
		人物に関する証明書		成績証明書	
		身体に関する証明書	更新する臨免原本		
		教員免許状の写し	戸籍抄本		
		教諭	教科教育成績証明書		
特別 免許	添付 書類	人物に関する証明書	推薦書		
		身体に関する証明書	卒業、修了又は資格に関する証明書		
		実地に関する経験又は技術の証明書	戸籍抄本		

様式第3号 (第30条、第33条関係)

人物に関する証明書									
氏名				職名			生年月日	年 月 日	
観察事項 (以下の該当欄に○印を付すこと。)									
1	責任感	ややもすれば責任を回避しがちである	責任は果たすが不十分である	責任を果たす	責任を十分に果たす	責任を積極的にしかも完全に果たす			
2	協調性	協力して仕事をするのが少ない	協力して仕事をするが範囲が狭い	協力して仕事をする	多くの人と協力して仕事をする	全ての人と積極的に協力して仕事をする			
3	計画性	計画性が少なく着眼性もあまり良くない	着眼点は良いが計画性がやや少ない	計画性がある	計画性があり着眼も良好である	優れた計画性があり着眼も良く計画は周到である			
4	信頼度	誠実さに欠けるところがあり信頼が薄い	一応信頼されるがいくらか誠実さに欠けるところがある	誠実で信頼される	誠実で人々からの信頼が厚い	誠実で多くの人々から全面的に信頼される			
5	判断力	ややもすれば判断に的確を欠くことがある	おおむね中正面な判断をするが適当とは言えない	中正面な判断をする	中正面で的確な判断をする	あらゆる場合に中正面で的確な判断をする			
6	言動	言動に慎重を欠きがちである	言動に慎重であるがやや明快さや節度に欠けるところがある	言動と動作とも普通である	言動は明快で動作に節度がある	言動は非常に明快で動作に節度があり品位も失わない			
有 ・ 無 教員としての適格性		※どちらかに○をつけ、その理由を記入すること							
上記のとおり副申する。 年 月 日 所属長職氏名 印									
上記のとおり証明する。 年 月 日 証明責任者 印									

(備考) 1 所属長の証明は、現職でない者は出身学校又は勤務場所の責任者によるものとする。
 2 証明責任者とは、国立学校又は公立学校の教員については所轄庁、私立学校の教員については当該学校を設置する学校法人等の理事長をいう。

身体に関する証明書	
氏名	
生年月日	年 月 日生
視力	右 (矯正) 右 左 左
聴力	右 左
疾病異常等の所見	
<p>上記のとおり診断する。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">医療機関 所在地 名 称</p> <p style="text-align: center;">医師氏名 印</p>	

実地に関する経験又は技術の証明書

氏 名

生年月日

年 月 日

在職期間	職名	勤務先、勤務内容等
年 月 日から 年 月 日まで		
技術に関する 証明		
上記のとおり実地に関する経験を有し、その技術が優秀であることを証明します。 年 月 日 証明者 住 所 氏 名 印		

様式第4号の3（第31条の2関係）

実務に関する証明書

勤務先		氏名		生年月日	年 月 日
-----	--	----	--	------	-------

勤務状況

勤務成績		優良 ・ 不可 ※どちらかに○をつけ、評価の基礎となる具体的内容を記入すること			
①在職期間	在職期間	職名	年月数	実労働時間	
	年 月 日から 年 月 日まで		年 月 日	時間	
	年 月 日から 年 月 日まで		年 月 日	時間	
	年 月 日から 年 月 日まで		年 月 日	時間	
	年 月 日から 年 月 日まで		年 月 日	時間	
職・産休・育休等） ②実際に勤務しなかつた期間及び事由（休	事由	年月数	/		
		年 月 日			
		年 月 日			
		年 月 日			
(①の期間) — (②の期間)			年 月 日	時間	

上記のとおり勤務したことを証明する。

年 月 日	施設名 所在地 所属長	印
-------	-------------------	---

年 月 日	実務証明責任者	印
-------	---------	---

- (備考) 1 勤務成績の欄には、勤務の状況、教育力、社会性その他について記入すること。
 2 現所属で証明する場合、「期間」の終期は証明日と同日とすること。
 3 複数の施設における在職期間を証明する場合は、それぞれの施設ごとに作成すること。
 4 実務証明責任者とは、国立又は公立の施設については所轄庁、私立の施設については当該学校を設置する学校法人等の理事長をいう。

様式第 5 号 (第32条、第33条関係)

教科教育成績証明書				
氏名		現勤務校		
申請免許状				
所有免許状				
勤務期間	自 年 月 日 至 年 月 日	自 年 月 日 至 年 月 日	自 年 月 日 至 年 月 日	自 年 月 日 至 年 月 日
	計 年 月 日	計 年 月 日	計 年 月 日	計 年 月 日
勤務校				
職名				
担当学年教科				
毎週担任時数	時間	時間	時間	時間
出願教科の担任 が可能かどうか の判断の理由				
学校長の意見				
<p>上記のとおり副申する。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">学校長職氏名 印</p>				
<p>上記のとおり証明する。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">実務証明責任者 印</p>				

(備考) 実務証明責任者とは、国立学校又は公立学校の教員については所轄庁、私立学校の教員については当該学校を設置する学校法人等の理事長をいう。

様式第 6 号（第33条、第34条関係）

臨時免許状授与内申書			
<p style="text-align: right; margin-right: 20px;">年 月 日</p> <p>宮崎県教育委員会 殿</p> <p style="text-align: right; margin-right: 100px;"> 学校長 職氏名 </p> <p style="text-align: right; margin-right: 50px;">印</p> <p>下記の者に臨時免許状を授与していただきたいので内申いたします。</p> <p style="text-align: center;">記</p>			
氏名		職名・任用形態	
申請免許状		教科・領域	
任用予定日		授業開始日	
所有免許状			
(1) 臨時免許状を願う理由			
(2) 当該教員が申請免許の指導が可能と判断する理由			

別記様式第7号から別記様式第9号までを次のように改める。



様式第7号（第35条、第36条関係）

県収入証紙貼付欄 （免許状1枚につき再交付手数料1,100円）

教育職員免許状再交付願			
			年 月 日
宮崎県教育委員会 殿			
ふりがな			
氏名		旧姓	生年月日
			(和暦) 年 月 日
			本籍地
			(都道府県)
現住所			電話番号
私は、下記の理由により教育職員免許状の再交付を申請します。 なお、当該免許状について、当初授与されたものが今後発見された場合、その免許状は無効なものとして、宮崎県教育委員会に返還することを誓います。			
			氏 名 _____ (自署)
記			
理 由	(破損・紛失・教育職員免許法施行法第1条・その他)		
免許状の種類 (例：中学校一種)	教科・領域 (例：国語)	番号	授与年月日
			年 月 日
			年 月 日
			年 月 日
			年 月 日
			年 月 日

- (備考) 1 再交付は宮崎県で授与された免許状に限る。
 2 免許状の番号及び授与年月日が不明な場合は記入不要。

様式第 8 号（第36条関係）

<p>県収入証紙貼付欄</p> <p>(免許状 1 枚につき書換手数料870円)</p>
--

教育職員免許状書換願					
宮崎県教育委員会殿					年 月 日
ふりがな				生年月日	(和暦) 年 月 日
氏名		旧姓			
現住所				電話番号	
<p>私は下記の身上異動により、教育職員免許状の書換を申請します。</p> <p>記</p>					
身上異動年月日		年 月 日			
異動の事由					
本籍地	異動前	都道府県			
	異動後	都道府県			
氏名	異動前				
	異動後				

- (備考) 1 書換は、宮崎県で授与された免許状に限る。
 2 関係書類として免許状原本と戸籍抄本を添えて提出すること。

様式第8号の2（第36条の2関係）

県収入証紙貼付欄

- ・証明手数料 証明書枚数×400円
- ・同一免許状を複数枚申請する場合も、手数料は証明書の枚数分貼付すること。

教育職員免許状授与証明書交付願

年 月 日

宮崎県教育委員会 殿

ふりがな		旧姓	生年月日	(和暦)	年 月 日
氏名			本籍地		(都道府県)
現住所			電話番号		

下記免許状の授与証明書交付を申請します。

記

免許状の種類 (例：中学校一種)	教科名 (例：国語)	番号	授与年月日	証明書枚数
			年 月 日	枚
			年 月 日	枚
			年 月 日	枚
			年 月 日	枚

- (備考)
- 1 証明は、宮崎県で授与された免許状に限る。
 - 2 免許状の番号及び授与年月日が不明な場合は記入不要。

免許教科外教科教授担任許可申請書

年 月 日

宮崎県教育委員会 殿

所在地
設置者
学校名
校長

本校において下記のとおり免許教科外教科教授担任の必要があるので、教育職員免許法附則第2項の規定により申請します。

記

1 許可申請期間

年 月 日 ～ 年 月 日

2 申請教科及び時間数等

教諭氏名	所有免許教科名及び申請教科名とそれらの週時間数				教職年数	申請事由 [(1)～(6)]
	所有免許教科名	同左週時間数	申請教科名	同左週時間数		

3 2の申請事由（下記の選択肢表により選び、番号で記入すること。）

当該教科の免許状を有する教員が校内に				
		いる	教員間の校務分掌等の勤務時間の平準化	(1)
いる	特別支援学級の生徒への指導のため	(2)		
いる	配置された当該教科免許保有者が少なく、授業時間数を満たすことができないため	(3)		
いる	その他特別な指導の充実のため ※4の記載欄に理由を記載すること	(4)		
いない	定数内で当該教科免許の免許を持った教員を配置できないため	(5)		
いない	病欠、産休、育休による欠員のため ※4の記載欄に理由を記載すること	(6)		

4 (4)又は(6)の理由記載欄

第 号

免許教科外教科教授担任許可書

上記のとおり許可する。

年 月 日

宮崎県教育委員会 印

別記様式第9号の2中「平成」及び「印」を削る。

別記様式第11号を次のように改める。



返 納 命 令 書

1 氏名

年 月 日生

2 本籍地

3 免許状の種類

4 免許状の授与権者名

5 免許状の授与年月日

6 免許状の番号

7 失効の年月日

上記の教育職員免許状は、下記の事由により失効したので、この命令書交付後 30 日以内に返納するよう命令する。

記

失効の事由

年 月 日
宮崎県教育委員会 印

殿

別記様式第12号から別記様式第14号までの規定中「㊸」を「（自署）」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和4年3月1日から施行する。
（用紙に関する経過措置）
- 2 この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の教育職員免許法等施行細則の規定に定める様式による用紙は、当分の間、所要の事項を適宜補正して使用することができる。

教育職員免許の更新等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 4 年 2 月 日

宮崎県教育委員会教育長 黒 木 淳一郎

宮崎県教育委員会規則第 号

教育職員免許の更新等に関する規則の一部を改正する規則

教育職員免許の更新等に関する規則（平成21年宮崎県教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

別記様式第1号から別記様式第8号までの規定中「（印）」を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和 4 年 3 月 1 日から施行する。
（用紙に関する経過措置）
- 2 この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の教育職員免許の更新等に関する規則の規定に定める様式による用紙は、当分の間、所要の事項を適宜補正して使用することができる。